

石川県公報

平成30年5月18日

第13106号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○保安林の指定 (同)	4
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○保安林の指定の解除 (同)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○一般競争入札の落札者等 (競馬総務課)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○県道の区域の変更 (道路整備課)	5
○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同)	2	○県道の供用の開始 (同)	5
○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同)	3	公 告	
○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同)	3	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	6
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術所の廃止の届出 (同)	3	○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (健康推進課)	8
○歳入の徴収事務の委託 (経営支援課)	3	○予防接種を行う医師に係る変更の公告 (同)	8
○保安林の指定予定 (森林管理課)	3	○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	9
		○土地改良区の役員就任公告 (同)	10
		○土地改良区連合の定款変更認可公告 (同)	11
		○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	11
		○入札公告 (警察本部)	12
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	13
		選挙管理委員会	
		○政治団体の収支報告書(平成27年分)の訂正願の要旨の公表	14
		正 誤	
		○平成30.5.7第13102号中	14

告 示

石川県告示第224号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
新小松アイクリニック	小松市沖周辺土地区画整理事業区域内20街区イオンモール新小松2階2069区画	平成30年3月1日
北陸薬局小松店	小松市古河町132番地	平成30年3月10日
おぎ薬局	鳳珠郡能登町字小木15字23番6	平成30年4月9日

石川県告示第225号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
新小松アイクリニック	小松市沖周辺土地区画整理事業区域内20街区イオンモール新小松 2階2069区画	平成30年3月1日
北陸薬局小松店	小松市古河町132番地	平成30年3月10日
おぎ薬局	鳳珠郡能登町字小木15字23番6	平成30年4月9日

石川県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
新小松アイクリニック	小松市沖周辺土地区画整理事業区域内20街区イオンモール新小松 2階2069区画	平成30年2月28日
北陸薬局小松店	小松市古河町132番地	平成30年3月9日
井端内科医院	珠洲市宝立町鶴飼3-22-1	平成30年3月31日
オカダ薬局	かほく市高松△76	〃
七尾駅前あおぞら薬局	七尾市神明町1番	〃
箔山堂加賀幸町薬局	加賀市幸町2-30	〃

石川県告示第227号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
新小松アイクリニック	小松市沖周辺土地区画整理事業区域内20街区イオンモール新小松 2階2069区画	平成30年2月28日
北陸薬局小松店	小松市古河町132番地	平成30年3月9日
井端内科医院	珠洲市宝立町鶴飼3-22-1	平成30年3月31日
オカダ薬局	かほく市高松△76	〃
七尾駅前あおぞら薬局	七尾市神明町1番	〃
箔山堂加賀幸町薬局	加賀市幸町2-30	〃

石川県告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
立 開 正 彦	立開接骨院	羽咋市的場町的場1番地1	平成30年4月1日

石川県告示第229号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
立 開 正 彦	立開接骨院	羽咋市の場町的場1番地1	平成30年4月1日

石川県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
立 開 一 郎 (立開接骨院)	羽咋市の場町的場1番地1	平成30年3月31日
隅 田 直 喜 (すみだ接骨院)	小松市軽海町甲55	〃

石川県告示第231号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
立 開 一 郎 (立開接骨院)	羽咋市の場町的場1番地1	平成30年3月31日
隅 田 直 喜 (すみだ接骨院)	小松市軽海町甲55	〃

石川県告示第232号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県産業展示館に係る使用料の徴収事務	金沢市袋島町南193番地	一般財団法人石川県民ふれあい公社	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

石川県告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

鹿島郡中能登町金丸壺九8の9、式〇4の10、4の16

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

羽咋市本江町申25の乙、28から30まで、34、35、37、38、42から46まで、48から51まで、西37、38、48

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第234号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林の所在場所

羽咋郡志賀町八幡ト5

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第235号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鹿島郡中能登町芹川壺六甲1の34、壺七5の17
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

石川県告示第236号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。
平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
金沢競馬場清掃業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県競馬事業局競馬総務課
金沢市八田町西1番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地
アサヒ株式会社
金沢市泉が丘2丁目9番3号
- 5 落札金額
29,138,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年2月16日

石川県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。
なお、その関係図面は、平成30年5月18日から同年6月1日まで縦覧に供する。
平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
小松鳥越鶴来線	白山市上野町西237番地先から	旧	5.92~10.12 301.5	石川土木 総合事務所 維持管理課
	白山市上野町西222番地先まで	新	12.60~16.09 301.5	

石川県告示第238号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成30年5月18日から同年6月1日まで縦覧に供する。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
小松鳥越鶴来線	白山市上野町西237番地先から 白山市上野町西222番地先まで	平成30年5月18日	石川土木 総合事務所 維持管理課

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

- ア 除雪ドーザ 14トン級 2台
- イ 除雪グレーダ 3.7メートル級 2台
- ウ ロータリ除雪車 2.6メートル級 1台
- エ 凍結防止剤散布車 3トン級4×4 2台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

- (1)ア 平成30年10月31日
- (1)イ 平成30年10月31日
- (1)ウ 平成30年10月31日
- (1)エ 平成30年10月31日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成30年石川県告示第145号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成30年6月14日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品を確実に納入することができる者であること。
- (2) 納入地区において、当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また、修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成30年6月28日(木)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

1(1)ア 平成30年6月28日(木)午後1時00分 石川県庁行政庁舎603会議室

1(1)イ 平成30年6月28日(木)午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

1(1)ウ 平成30年6月28日(木)午後2時00分 石川県庁行政庁舎603会議室

1(1)エ 平成30年6月28日(木)午後2時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

① 2 Wheel loaders for snow plow (Operating Weight;14t class)

② 2 Snow Removing Motor Grader (Blade Length;3.7meters class)

③ 1 Rotary snow plow (Plow length;2.6 meters class)

- ④ 2 Material Spreaders (Operating Weight;3t class, 4×4 drive)
- (2) Delivery date
- (1)① By 31 October 2018
- (1)② By 31 October 2018
- (1)③ By 31 October 2018
- (1)④ By 31 October 2018
- (3) Delivery place
- To be specified later
- (4) Time limit of tender
- 11:00 a.m. 28 June 2018
- (5) Contact point for the notice
- Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government
- 1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
	新	旧	
山 川 治	野々市市藤平田一丁目472 やまかわ内科クリニック	野々市市藤平田一丁目65街区10 やまかわ内科クリニック	平成30年2月23日
山 川 祐 賀 子	〃	〃	〃
熊 谷 公 利	野々市市三納二丁目154番地 熊谷クリニック	野々市市中南部土地区画整理施行地区10街区16番 熊谷クリニック	平成28年2月1日
清 水 雄 三	野々市市郷一丁目131番地 野々市よこみやクリニック	野々市市西北部土地区画整理事業施行地区内119街区2 野々市よこみやクリニック	平成30年1月24日
柳 川 勇 人	金沢市藤江北4丁目273 医療法人社団 やながわ在宅クリニック	金沢市藤江北4丁目273 やながわ在宅クリニック	平成30年1月1日
橋 爪 清 盛	加賀市山中温泉上野町ル15番地1 山中温泉ぬくもり診療所	加賀市山中温泉上野町ル15番地1 山中温泉医療センター	平成28年4月1日
高 野 信 彦	〃	〃	〃

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
	新	旧	
宮 本 正 俊	鳳珠郡穴水町麦ヶ浦15字39番地8 介護医療院 恵寿鳩ヶ丘	鳳珠郡穴水町麦ヶ浦15字39番地8 介護療養型老人保健施設 恵寿鳩ヶ丘	平成30年5月1日
生 垣 紀 子	〃	〃	〃
船 木 健一郎	野々市市太平寺四丁目71 船木医院	野々市市太平寺四丁目71 船木・上野病院	平成30年3月12日
川 北 剛	野々市市押野二丁目88番地 かわきた整形外科醫院	野々市市横宮町67番1号 かわきた整形外科醫院	平成25年12月16日
山 岸 雅 司	野々市市藤平田一丁目256-1 やまぎしレディースクリニック	野々市市藤平田一丁目45街区6-1 やまぎしレディースクリニック	平成30年2月1日
江 本 誠 貴	加賀市山中温泉上野町ル15番地1 山中温泉ぬくもり診療所	加賀市山中温泉上野町ル15番地1 山中温泉医療センター	平成28年4月1日

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

河北潟沿岸土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	川 西 清 進	かほく市指江ト10番地	平成30年3月31日
〃	中 村 一 郎	〃 内日角ニ128番地1	〃
〃	板 坂 節 男	河北郡津幡町字能瀬ニ66番地2	〃
〃	高 山 勝 二	〃 字舟橋に3番地1	〃
〃	矢 田 富 郎	〃 字庄ウ41番地	〃
〃	洞 庭 元	〃 字川尻カ241番地	〃
〃	藤 井 博	〃 字潟端ト38番地	〃
〃	町 村 源 藏	金沢市二日市町ヌ96番地2	〃
〃	森 田 理 彦	〃 南森本町ル45番地	〃
〃	奥 村 治 夫	〃 利屋町ル64番地	〃
〃	小 林 博 紀	〃 八田町東40番地	〃
〃	市 原 俊 廣	〃 大場町東301番地	〃
〃	小 浦 場 完	〃 才田町甲128番地	〃
〃	堀 勇 造	〃 福久1丁目2番地	〃
〃	西 村 健 一	〃 田中町ろ21番地	〃
〃	行 上 康 司	〃 千木町ヲ38番地	〃
〃	舘 田 光 一	〃 大浦町へ196番地	〃
〃	町 茂 雄	〃 木越町夕340番地	〃
〃	庄 田 純 一	〃 東蚊爪町子174番地2	〃
〃	井 上 勝 雄	〃 松寺町丑80番地	〃
〃	岡 野 三 郎	河北郡内灘町字西荒屋ハの77番地18	〃
〃	中 居 治 雄	〃 字宮坂ニ62番地	〃
監 事	渡 辺 恒 夫	かほく市狩鹿野ニ9番地	〃
〃	井 波 文 雄	河北郡津幡町字潟端ト59番地	〃

〃	川 端 満	金沢市才田町乙183番地3	〃
〃	米 田 高 志	河北郡内灘町字向栗崎1丁目359番地	〃

河原市用水利土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	坂 井 英 一	河北郡津幡町字加賀爪ホ7-1	平成30年3月31日

内浦土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	山 本 淳 二	鳳珠郡能登町字九里川尻9字38番地	平成30年4月12日
〃	花 畑 壽 一	〃 時長8字52番地	〃
〃	菊 田 俊 夫	〃 布浦レ字64番地10	〃
〃	中 村 一 雄	〃 宮犬12字33番地	〃
〃	天 野 登	〃 秋吉6字70番地	〃
〃	平 信 一	〃 滝之坊ケ字29番地	〃
〃	山 元 勝 幸	〃 布浦子字44番地	〃
〃	中 橋 博	〃 上12字37番地	〃
監 事	金 七 修	〃 松波14字66番地	〃
〃	元 谷 猛	〃 上21字37番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

河北潟沿岸土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	酒 井 義 光	河北郡津幡町字能瀬カ34番地	平成30年4月1日
〃	小 林 博 紀	金沢市八田町東40番地	〃
〃	中 居 治 雄	河北郡内灘町字宮坂ニ62番地	〃
〃	中 村 一 郎	かほく市内日角ニ128番地1	〃
〃	井 上 勝 雄	金沢市松寺町丑80番地	〃
〃	川 西 清 進	かほく市指江ト10番地	〃
〃	高 山 実	河北郡津幡町字舟橋ハ64番地	〃
〃	洞 庭 元	〃 字川尻カ241番地	〃
〃	田 賀 善 一	〃 字川尻ヨ123番地	〃
〃	藤 井 博	〃 字潟端ト38番地	〃
〃	町 村 源 藏	金沢市二日市町ヌ96番地2	〃
〃	酒 村 剛	〃 南森本町ル9番地	〃
〃	竹 内 明 夫	〃 岸川町チ33番地	〃
〃	市 原 俊 廣	〃 大場町東301番地	〃
〃	小 浦 場 完	〃 才田町甲128番地	〃
〃	宮 永 仁 志	〃 福久町ワ34番地	〃
〃	福 島 幸 夫	〃 田中町ろ60番地	〃
〃	宮 本 一 也	〃 千木町ヲ43番地	〃
〃	宮 前 俊 春	〃 大浦町ヘ190番地	〃

〃	西川 秀毅	〃 木越町夕92番地	〃
〃	室住 吉隆	〃 東紋爪町子116番地1	〃
〃	北川 利一	河北郡内灘町字向栗崎1丁目246番地1 メゾン・ブリエ・103号	〃
監事	米田 高志	〃 字向栗崎1丁目359番地	〃
〃	井波 文雄	〃 字潟端ト59番地	〃
〃	川端 憲治	かほく市狩鹿野ニ77番地	〃
〃	川端 満	金沢市才田町乙183番地3	〃

河原市用水土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	酒井 茂	河北郡津幡町字浅田乙38-1	平成30年4月1日

内浦土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	山本 淳二	鳳珠郡能登町字九里川尻9字38番地	平成30年4月13日
〃	花畑 壽一	〃 時長8字52番地	〃
〃	菊田 俊夫	〃 布浦レ字64番地10	〃
〃	中村 一雄	〃 宮犬12字33番地	〃
〃	天野 登	〃 秋吉6字70番地	〃
〃	平 信一	〃 滝之坊ケ字29番地	〃
〃	山元 勝幸	〃 布浦子字44番地	〃
〃	中橋 博	〃 上12字37番地	〃
監事	元谷 猛	〃 上21字37番地	〃
〃	新名 昭平	〃 清真3字57番地	〃

土地改良区連合の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30第2項の規定により、次のとおり土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区連合の名称	認可年月日
大日ダム土地改良区連合	平成30年5月9日

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

安田商事株式会社

樋田 光生

金沢市駅西本町三丁目19番30号

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類登録台帳に記載されなくなった者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
小 川 和 美	金沢市鳴和台317-1	玄米

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年5月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入件名
保管場所標章
- (2) 納入予定数量
103,000セット
- (3) 仕様・構造
入札説明書による。
- (4) 納入期間
契約締結の日から平成31年3月31日まで
- (5) 納入場所
石川県警察本部が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成30年5月28日（月）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) この公告に示した調達予定物品を確実に納入できる能力を有する者であること。
- (2) 警視庁又は道府県警察本部と同種物品の納入に係る契約を締結した実績を有する者であること。

4 入札参加資格確認結果の通知

確認結果の通知は、平成30年5月29日（火）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び入札参加資格確認申請書の提出場所、仕様書の交付場所及び問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成30年5月30日(水)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成30年5月30日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(1)の物件の1セット当たりの単価額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、入札説明書その他の関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書、入札に関する注意事項を遵守しない者の提出した入札書その他入札説明書に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第59号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成30年5月18日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

887	市道三馬14号西 泉4丁目線2号	金沢市西泉3丁目108番地先	西泉4丁目西交差点方向 から三歳橋方向への直進	自動車及 び原動機 付自転車	7:00から9:00 まで(土・日曜日、 休日を除く。)
-----	---------------------	----------------	----------------------------	----------------------	------------------------------------

別表第9(追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止)2以上警察署管内の表15の項を次のように改める。

15	国道8号	小松市八幡口23の1番地先から 能美市大長野町丙21番地先まで	終日	約4,390 メートル
----	------	------------------------------------	----	----------------

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢中警察署管内の表439及び440の項を次のように改める。

439	削 除	
-----	-----	--

449

削

除

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成27年分）について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成30年5月18日

石川県選挙管理委員会

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県金沢市第九支部
- 2 訂正した収支報告書 平成28年3月31日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
2 支出総額	1,631,497円	1,511,233円
3 翌年への繰越額	2,155,998円	2,276,262円
4 本年収入の内訳 中		
寄附	3,231,281円	3,787,281円
政治団体分	201,037円	757,037円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	556,000円	削 除
その他の催物事業	556,000円	削 除
5 支出の内訳 中		
経常経費	596,641円	476,377円
光熱水費	96,627円	77,363円
事務所費	454,500円	353,500円
6 寄附の内訳 中		
〔政治団体分〕		
勇友会	201,037円	757,037円

- 4 訂正願受理年月日 平成30年4月2日

正 誤

平成30年5月7日発行の石川県公報第13102号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正								
4	土地改良区の役員就任公告	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">向 永 利 公</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監 事</td> <td style="text-align: center;">裏 秀 和</td> </tr> </table>	〃	向 永 利 公	監 事	裏 秀 和	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">監 事</td> <td style="text-align: center;">向 永 利 公</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">裏 秀 和</td> </tr> </table>	監 事	向 永 利 公	〃	裏 秀 和
〃	向 永 利 公										
監 事	裏 秀 和										
監 事	向 永 利 公										
〃	裏 秀 和										